

**令和7年度亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び亀岡市地域包括支援
センター運営協議会 会議録（概要版）
（第2回会議）**

1. 日時

令和8年2月4日（水） 13:30～15:10

2. 方法

対面会議

3. 会議次第

- 1 開会
- 2 副会長指名
- 3 報告事項
 - (1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会
 - ア 令和7年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について
 - (2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
 - ア 令和7年度指定介護予防支援委託状況について
 - イ 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について
- 4 協議事項
 - (1) 亀岡市地域密着型サービス運営協議会
 - ア 第10期地域包括支援センターのあり方について
 - イ 亀岡市地域包括支援センター運営方針について（第9期 令和8年度版）
 - ウ 地域包括支援センターの職員配置について
- 5 その他
- 6 閉会

4. 配布資料

- ・資料1 亀岡市地域密着型サービス事業者等の指定・指導について
- ・資料2 亀岡市地域包括支援センター
指定介護予防支援委託先一覧
- ・資料3 亀岡市地域包括支援センター
令和7年度事業計画 兼 報告書
- ・資料4 第10期亀岡市地域包括支援センターのあり方について（別紙あり）
- ・資料5 亀岡市地域包括支援センター運営方針について
第9期 令和8年度 版
- ・資料6 地域包括支援センターの職員配置について（別紙あり）

5. 出席者（敬称略）

< 委員 >

※欠席委員 亀岡市医師会 植木 孝宜
 京都府南丹保健所 企画調整課長 庄田 昭彦
 亀岡市ヘルパー部会 会長 原 貞之
 亀岡市老人クラブ連合会 理事 稻荷 良一
 特定非営利活動法人 NPO 亀岡人権交流センター 事務局長 友永 まや

<事務局>

・ 亀岡市 健康福祉部 亀井部長

構成区分	団体名他	氏名（敬称略）
①学識経験者	佛教大学 教授	おかざき ゆうじ 岡崎 祐司
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市薬剤師会 代表	こくふ ちかよ 国府 千香代
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市歯科医師会 副会長	にしだ ゆきひろ 西田 幸弘
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市社会福祉協議会 事務局長	やまざき ひろひさ 山崎 浩久
③介護保険サービス事業者及び居宅 介護支援事業者	亀岡市ケアマネジャー連絡会 会長	こもり ひろこ 小森 博子
④介護保険の被保険者及び 介護保険サービスの利用者	第1号被保険者	たけがみ あつこ 竹上 淳子
④介護保険の被保険者及び 介護保険サービスの利用者	第1号被保険者	かわかみ まちこ 川上 真知子
⑤その他本会で必要と認められる者	リーガルサポート京都支部	やぎ なおみ 八木 尚希
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市自治会連合 幹事	ながお のりゆき 長尾 敬行
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市民生委員児童委員協議会 会計	こてら くにあき 小寺 邦明

健康福祉部高齢福祉課 鈴木課長・八田副課長・吉野副課長・松永係長・林主任・島田主事

<地域包括支援センター>

- ・ 亀岡地域包括支援センター 前川管理者
- ・ 南部地域包括支援センター 西村管理者
- ・ 中部地域包括支援センター 中村センター長
- ・ 西部地域包括支援センター 内藤管理者
- ・ 川東地域包括支援センター 藤村管理者
- ・ 篠地域包括支援センター 秦センター長
- ・ つつじヶ丘地域包括支援センター 岡本センター長

6. 主な会議内容

【開会】<事務局>

【新委員紹介】<事務局>

【副会長指名】<岡崎会長> 国府委員指名

連絡・報告事項

(1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会

ア 亀岡市地域密着型サービス事業者等の指定・指導について

<事務局 資料説明>…資料1

【質疑応答】

<会長>

「リハビリデイサービスいろは」は今年から休止されているのか。

<事務局>

1月1日付で休止届が出されているが、体制が整い次第再開予定だと聞いている。

<委員>

小規模多機能通所介護事業所やグループホームは定員があるのか。

<事務局>

小規模多機能通所介護事業所は上限29名、グループホームは上限9名である。

<委員>

事業所によって定員はそれぞれ違うという理解でよいのか。

<事務局>

事業所によって定員は異なる。例えば上限9名のところ、2ユニットで合計18名を定員として運営しているグループホームも存在する。

(2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア 令和7年度指定介護予防支援委託状況について

<事務局 資料説明>…資料2

イ 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について

<事務局 資料説明>…資料3

<各地域包括支援センターからの上半期活動報告>…資料3

【質疑応答】

<委員>

資料3(3)「経済・生活問題」の相談件数が突出して多い地域があるが、どのような相談内容か。我々は市や社会福祉協議会に相談するが、最初から包括に相談に行くのか。また、包括に相談に行ってもよいのか。

<つつじヶ丘包括支援センター>

民生委員から相談を受けることが多い。相談を受けて包括が訪問し、食事にも困る経済状況であれば、社会福祉協議会や生活保護担当等と連携し、支援につなげている。包括支援センターに直接相談に来ていただいてもよい。

<会長>

相談内容件数は、項目ごとで件数は重複していないのか。

<包括支援センター>

重複している。

<委員>

篠地域包括支援センターで小学生に対し、「認知症サポーター養成講座」を実施されたが、小学生の反応はどうだったか。

<篠地域包括支援センター>

小学4年生2クラス70名の参加であった。最初は、認知症は怖い、高齢者と関わったことがないので接し方がわからないという児童もいたが、認知症や高齢者の生活について理解が深まると、困っている人がいれば声かけをしてもよいかもしれないという考えに変わったという感想であった。子どもの頃から認知症や高齢者について知ることは大切なことであり、講座に参加した子どもが家族に伝えることで、認知症の人々を支えるまちづくりに資すると考えるので、世代を超えて認知症や高齢者に対する理解が広がることを期待し、今後も継続していきたいと思う。

<委員>

亀岡地域包括支援センター圏域の高齢化率 33.1%とつつじヶ丘包括支援センター圏域の高齢化率 32.3%はあまり変わらないが、亀岡地域包括支援センター圏域の認定率 20%とつつじヶ丘包括支援センター圏域の認定率 5.6%で差があるのはなぜか。

<事務局>

亀岡包括支援センターの担当圏域は、単身世帯のマンションが多く、市営住宅やUR住宅もあることから、家族の支えがない高齢者が非常に多いことが要因の1つとして考えられる。

<会長>

認定率の地域差について分析をしたことはないのか。

<事務局>

細かい分析まで行ったことはない。

<委員>

サロン活動や元気アップ体操をしている地域では認定率が低い等の傾向があれば、効果的な事業ができるかと思うので分析をお願いしたい。

協議事項

ア 第10期地域包括支援センターのあり方について

<事務局 資料説明>…資料4・別紙

【質疑応答】

<委員>

他の地域での民生委員の取組を見る機会があり、改めて市の職員の姿勢が重要だと思った。市の職員には積極的な姿勢を持って、今回説明のあった計画等が机上の空論にならないように取り組んでもらいたい。

<委員>

基幹型センターは亀岡市直営のパターン2により、7包括で今後仕事が増えていくであろうと考えられる権利擁護に関することは基幹型センターで行い、包括支援センターの仕事を減らしバランスをとるということであると思うので、地域包括支援センターの意見をよく聞いてもらって進めるほうが、私達素人の意見を聞くよりよいと思う。

前回の会議で法人が持ち出しをされている(赤字の補填をしている)ことを聞いたので、法人の持ち出しがないよう配慮をし、仕事のバランスを考えてもらえればと思う。

<事務局>

高齢者が増加していく現状をとらえて、高齢福祉に関する業務がますます増えてくると予測している。それに伴い、地域包括支援センターにも大変な負担がかかっていくという現状を認識している。包括支援センターと担当は月1回情報交換の機会を持っている。それ以外にも困りごとがあれば連絡を受け、対応をしていくという形で現在進めている。

法人の持ち出しという意見があったが、市としてできる限り対応していきたい。予算は市全体のことにも関わるので、今後要望をしていくつもりである。地域全体で高齢者を支えていく社会を目指していきたいと思っているので、担当課としても努力していきたい。

<委員>

以前の会議で、ケアプランを多く作っている包括支援センターが大変だと聞いているが、基幹型センターの設置によりそのようなことも改善されると理解してよいか。

<事務局>

5,000人を超えている包括については、ケアプラン作成が多くなってきているので、機能強化職員を1名増員し、負担が軽くなるようにしたいと考えている。

<会長>

基幹型センターの職員配置については疑問があるので、別の機会に運営協議会で要望を出したい。

イ 亀岡市地域包括支援センター運営方針について 第9期 令和8年度版

<事務局 資料説明>…資料5

ウ 地域包括支援センターの職員配置について

<事務局 資料説明>…資料6・別紙

【質疑応答】

<会長>

常勤換算方式の説明であったが、国が運用を明確にしたという理解でよいか。

<事務局>

そのとおりである。

<委員>

別紙20頁、「小規模自治体等における特例」について、小規模自治体とは圏域ごとか、あるいは亀岡市全体であるとすれば、小規模自治体と認められないのではないか。

<事務局>

国に確認したところ、圏域ごとで考えてよいということであった。

(15:10閉会)